

令和7年度 有害鳥獣被害防止対策事業(被害防止柵)の申込みについて

問 農林水産課 林業係 ☎0978-62-1809(内線155、156)

イノシシ・シカ等による農林産物被害を防ぐための被害防止柵の購入費用の一部を補助します。
令和7年度に実施を希望される方は、以下により申込みをお願いします。

【申込期間】 令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで

【補助対象者】 杵築市に住民票があり、市内において農林業を営む方

【実施基準、標準経費及び補助額】

●電気柵

【実施基準】 延長200m以上

【補助額】 標準経費の2/3以内 (令和6年度経費参考)

延長(以上)	200m	300m	400m
標準経費	55,880円	74,470円	85,360円

- * 本体・バッテリー、支柱、電線、ガイシの一式が補助対象です。
- * 電線については2段張るため実施延長の2倍以上が必要です。
- * 出入口用品(ゲート)など、補助金算定の対象とならない資材があります。

●鉄線柵

【実施基準】 延長300m以下(設置者1名)

【標準経費】 1,159円/m(*参考/令和6年度地際強化なし)

【補助額】 標準経費の1/2以内

- * 柵、支柱、結束線の一式が補助対象です。

【受付場所】

- ・本庁舎 1階 農林水産課林業係
- ・山香庁舎 1階 山香振興課事業係
- ・大田庁舎 1階 大田振興課事業係

- * 受付場所に申込書類を準備していますので、必要事項を記入し、購入予定の柵資材の見積書を添付のうえお申し込みください。
- * 申込み後、鉄線柵は令和7年4月以降、電気柵は令和7年6月以降を予定とし、順次事業実施についてご案内します。
- * 令和8年2月末までに購入した資材の請求書・領収書を提出し、被害防止柵の設置を完了することが可能な方に対して補助します。
- * 事業費(被害防止柵購入費)が標準経費を上回るときは標準経費、下回るときは事業費で査定します。
- * 交付決定日前の日付の領収書は補助対象となりませんので、ご注意ください。
- * 前年度に補助を受けていない方が優先となります。

